

# 1974年インドの会社(改正)法について

やす      だ      のよ      りき  
安      田      信      之

- I はじめに
- II 主要な改正点
- III おわりに——若干の問題点と展望

## I はじめに

本稿は、1974年会社(改正)法の内容の紹介と検討を目的としている。

この法律は、1972年7月23日、政府法案として下院に上程された。その後同年6月23日、議会の両院合同委員会(Joint Committee)に付議され、同委員会は、各方面からの意見を募るとともに、各地で公聴会を開催し、1973年9月15日に、政府案を若干訂正した報告書を提出している(注1)。この報告書にもとづくほぼ1年間の議会の討議の後、1974年9月10日成立した。同法は1975年2月1日より発効している(注2)。

インド会社法については、独立後1956年に包括的な立法がなされた。この法律は、それ以前の立法と同じく、基本的にイギリス法の影響を強くうけており、また1948年のイギリス会社法およびコーエン(Cohen)委員会の報告などからも多くの考え方、規定を採用しているが、次の2点においてかなり異なったものとなっている。

第1に、株主総会の権限の強化である。株主総会の権限自身は、それ以前の立法およびイギリス法とそれほど異なるものではないが、(1)イギリス法では認められている議決権に関する制限および差別(無議決権株、多数議決権株、経営株)などが禁止され、1株1議決権の考え方がかなり徹底されていること、(2)イギリス法では規制の存在しない経営代理人に関するさまざまな事項について、総会の介入権が大幅に認められていることが指摘されよう。このことは、この時点におけるインドの会社経営の主要な問題が、経営代理制度の問題であったことを

物語っている(注3)。つまり少額の出資をもって会社経営を支配している経営代理人をいかにして株主の支配下に置くかということが課題であったわけである。そうであるが故に1株1議決権の考えの徹底は、種々の方策によるこれら経営代理人の会社支配の構造を打ち破るものと期待された(注4)。しかしこの段階において経営代理制度の克服は、二つの面において困難を有していたように思われる。第1に経営代理制度がインドの企業経営に占めたなかば慣行化した機能である。それは単なる企業の経営を代理するという限定的なものではなく、積極的に起業(企業の設立)を主導し、その金融について積極的役割を演じ、さらに製品の販売、原料の購入についても、独自のルートを有していたという点である。もっともこのような側面は、とりわけ重要な金融上の役割について、独立後の公的金融機関の発展その他についても各種の政府統制によりその機能は急激に減少していき(注5)、最終的には1969年の改正法(注6)により、この経営代理制は廃止されるのである。しかし第2に企業経営自身の問題がある。この場合経営代理人は、会社の経営者層を構成し、種々の方策(定款、経営代理契約)を通じて会社支配を貫徹する。したがってこの経営形態の悪弊(経営の濫用、会社資産の喰いつぶし)は、確かに1株1議決権の徹底とこの経営に対する総会の監督権の強化をもって克服されるかにみえる。しかしこの段階においては、インドにおいても会社経営における新しい側面が生じていた。会社制度における所有と経営の分離である。つまり企業経営の大規模化と複雑化は、ますます大衆株主を経営から疎外し、かれらを単なる利子取得者に転化せしめる。この現象は、経営代理制度という特殊かつ伝統的な方策での「所有と経営の分離」が本来的に完成されているインドの企業慣行からすれば、非常に顕著であり、総会はほとんどその予定された機能を果たしえないこと

は十分に予想される。しかもこの慣行そのものは、先進国におけるこの現象を支える「合理的な」経営者層とは異なり、強く「前近代的色彩」(注7)を残している経営者層により担われている。

ここにおいて、イギリス法に比して第2の特徴が現実的基盤を有するのである。すなわち政府統制の強化がこれである。

この政府統制の強化そのものは、先進諸国における企業関係立法の特徴でもある。しかし多くの場合、これらは企業活動の内部にたち入るものでなく、その活動を外部的に規制するにすぎないということが指摘されよう。したがって、それは「会社法」自身の問題でなく、種々の経済立法により規制されるものとされている(注8)。

これに反して、インド会社法における政府統制は、先に述べたように、会社経営者の前近代的行動パターンと、それに対する総会——一般株主——の無力性から、企業経営内部に介入するという点に際立った特徴を有するようと思われる。

さてこのような会社法の基本的性質は、1960年、1965年の改正および経営代理制を廃止した1969年改正法により、さらに強化される一方、また新しい側面を迎えているように見える。とくに今回の改正は、これまでの会社経営の健全性の確保という面からさらに進んで専門的経営者による合理的な会社経営の確保という面がみられるのである(注9)。

もちろん、この改正法がそれまで生じつつあったさまざまな濫用、弊害を除去することを目的としていたことはいうまでもない。

以下、改正の主要点を五つの範ちゅうに分けて検討する。

(注1) Lok, Sabha, Joint Committee on the Companies (Amendment) Bill, 1972, *Report*, 15th, Nov., 1973; —, *Evidence*, Vols. I & II.

(注2) Notification, S. O. 29 (E) [No. F. 12/45/74 CL-V]

(注3) Sengupta, *Corporate Management in India*, Vikas, 1974. 以下経営代理人に関する記述のほとんどはこの書による。

(注4) このようなものとして経営代理人の諸行為に対する総会の承認権の確保の他、少なくとも3分の2の取締役が総会により選任されねばならないとする規定(S. 255)は重要であろう。法人取締役の禁止(S. 253)、取締役兼任数の設定(S. 275)などとともにイギ

リス法には存在しない。

(注5) この点を指摘するものとして *Managing Agency Inquiry Committee Report*, 1966がある。

(注6) 1950年代末に政府会社その他について禁止され、67年には5産業について廃止されているが、この1969年会社(改正)法により産業、業種に限らず全廃された。

(注7) ここでいう「近代的」、「前近代」という語は、さらに会社犯罪、会社制度の濫用と関係してさらに検討されるべき困難な課題である。筆者は、発展途上国の「近代化」は先進諸国におけるそれとはかなり異なるものであり、そこにおいては、「国家」と早熟的に成立した「大企業家層」「資本家」「独占」との癒着したかたちでなされるものであると考えるが、この点は未だ練れていない。もっとも本稿ではより狭義であり、単に企業経営の合理化、効率化を意味する。したがってここでは、一応経営学上の規準として企業(会社)という別の独立した人格に対し忠誠を誓う経営者と「近代的」な経営者と考え、そうでなくこの独立した人格を悪用して個人的または家族的利益を追求する経営者を「前近代的」と考えておきたい。

(注8) 戦後の先進国の会社法改正の運動一般についていえることであろう。会社法の対象である企業内部の問題(会社—経営者—大衆株主)は、情報開示の徹底により合理的な解決が可能であり、他方この枠内にある従業員の問題についてはそれを会社制度の枠内にとり組む(労働者経営参加)という方向により解決し、企業の外的な活動については種々の特別法(独禁法、消費者保護立法)における政府規制により行なうという一般的な考え方によるものだと考えられる。

(注9) これらは業務執行取締役、常務取締役の選任に関する規制の強化、政府取締役の定員、権限の強化、秘書役の設置義務などにみられる。

## II 主要な改正点

### 1. 行政統制の強化

繰り返さずごとく、行政統制の強化は、インド会社法の重要な特色であり、また今回の改正についても指摘できることである。ここでは、個々の許認可(承認)事項の問題とは別に、会社制度全般に対する行政監督機関の権限の拡大と強化について検討する。

#### (1) 司法監督から行政監督へ

会社法は、その監督機関として、第1に裁判所をおい

ている。この裁判所とは一般に各州の高等裁判所を指す(S. 10(1))。裁判所が会社法上の問題について一般的な管轄権を有することは、諸国に共通することであり、これは、会社法が法人としての会社、経営者、株主、会社債権者からなる権利関係を規整するという歴史的性格から当然導かれることである。もっともこの裁判所の監督も基本・付属両定款の変更、減資および清算に対する監督という単なる会社関係者の利害関係の規整から、第203条に定めるような詐欺的な者の会社経営への関与の一定期間の禁止、第397~407条に定める職権濫用または失当管理に関する諸権限などにみられるようにより積極的に会社経営に干渉する権限を有するに至っていることも指摘されよう(注1)。

しかしより重要なのは、会社法上の行政監督の強化である。このような機関として、会社法は、(1)中央政府(実質的には会社局(Department of Companies Affairs)、(2)会社法委員会(Company Law Board)、(3)各州におかれる登記官(Registrar)を定めており、これらに会社経営に関する強大な監督権を付与していることである。この他会社法上の諸問題について中央政府に諮問する権限を有する「諮問委員会(Advisory Committee)」および会社法中には規定がないが、会社法委員会下にありインド全土を4地域に分け各地域において登記官の監督その他一定権限を有する「地域監督官(Regional Director)」が置かれていることも付記されよう(注2)。

このうち会社法委員会は、1963年の改正に際して設けられ、中央政府の監督権の一部を移譲されるものとされていた。この委員会は5名以下の委員よりなる合議制の機関とされ、1971年5月4日現在、通達により会社法上30条にわたる中央政府の権限が移譲されている。

ここにおける手続については、1964年・会社法委員会(手続)規制(Company Law Board (Procedure) Rules, 1964)に定められている(注3)。これは、委員会の会議、定足数、手続について定めるが、その場合、利害関係者に聴問の機会を与えることを除けば、必ずしも準司法機関とはいえず、中央政府の行政機関であったと考えられる(注4)。

今回の改正は、その委員の定員を5人以内から9人以内と増員するとともに、委員会に政府より委譲された権限事項および担当地域を委員会内の各チームに特化させるために Bench の構成権を与えている。この各 Bench は、民事訴訟法上の「裁判所」の権限を授権され、その担当事件について、証拠提出命令権、証人喚問権などの

広範な権限を有するとともに、刑事裁判所としての権限も認められる(改正法 S. 4 による S. 10E の改正)。

このような会社法委員会の準司法委員会(quasi-judicial commission)化は、当初提出された政府案には存在していない。法案は、単に後述の一定権限を「裁判所」から中央政府に移転する旨を規定しているだけである。法案の趣旨説明は述べる。「行政改革委員会(Administrative Reform Commission)の勧告(注5)は、1956年法にもとづき現在裁判所でなされている機能については再考の余地があり、本質的に行政的性質を有しているものについては執行府に移すべき旨勧告している。同委員会の勧告を顧み、行政的性質をおびている裁判所の権限を中央政府に移す。」(注6)

これらの権限移管事項には、(1)基本定款の変更の認可(S. 17)、(2)物上担保登記簿(register of charge)の訂正に関する権限(S. 141)、(3)特別の事情のある場合の総会招集権(S. 186)、(4)割引発行の認可(S. 79)などが挙げられている。

したがって、政府法案のレベルでは、まずこれらの4事項について中央政府に移管し、命令をもってこれらを再度会社法委員会に委譲することを意図したと考えられるが、合同委員会段階で現行法の会社法委員会への直接移転と同委員会の準司法機関化ということが明示されたといえよう。

この運用については、会社法委員会の規則および関係命令を検討しなければならないが、同委員会の性質により、従来行なわれてきた行政機関としての裁量権(例: 会社間投資の規制)と、裁判所より移管された準司法権限の二者の性格を併せもつに至るように思われる。とくに前者(裁量権行使)については政府の経済政策とも関連し、果たしてこれについて準司法機関たる委員会がどの程度有効に機能するのかどうかについては疑問が残る。この点について、先述の行政改革委員会の報告書は、これらの裁量権の行使機関として、1963年改正法により大幅にその権限を縮小された第410条により設けられた「諮問委員会(Advisory Commission)」を予定し、これに会社間投資、経営陣の選任、報酬、罷免に関する権限を含む計10項目の裁量権を付与せしめるべく勧告していることは留意するべきであろう(注7)。

#### (2) 行政監督の強化

次に政府の一般的監督権の強化として第21条による第209A条の新設を挙げることができよう。

第209条は、本来会社の帳簿備置義務と取締役のその

閲覧権に関する規定であったが、1960年の改正に際して、登記官および中央政府の任命する官吏もその閲覧を認められるに至った(注8)。これにともない会社役員は、これらの官吏の閲覧について相当な一切の助力を与えるものとされていたが、これらの帳簿に関する情報提供義務は法的には存在しなかった。

今回の改正は、これらの官吏に帳簿閲覧権に加えて、会社取締役・役員に対して、会社業務に関して必要とする一切の情報請求する権利を与えるとともに、民事訴訟法における「裁判所」としての権限を与え、必要な場所の搜索権、証人の喚問権、一切の場所における関連書類の閲覧権を認められるにいたった。

この立法趣旨について、法案は述べる。「……この閲覧の目的は、単に会社の運営を監視しつづけるという点にあるばかりでなく、また当該会社の業務活動における効率性を評価するというところにもある。また帳簿の閲覧は、政府に対してその稼得した利益額を正確に確定することを可能ならしめる。そうでなければ、これは課税目的のために十分に計算されず、二重帳簿による所得の隠匿、経営者による個人的粉飾のために財務責任の誤用、資金の濫用などが生じ、このことは産業界自体に恒常的な危機をつくり出すであろう。またこのような不法な目的をもった……会社営業における失当管理について知ることは、中央政府に会社が解散という事態になる前に効果的な緊急手段をとることを可能ならしめ……、法上の監査役が会社の計算書類およびその適正な維持について真実かつ適正な見解を確定する点につきどの程度その権能および義務を確定する目的も有している(傍点筆者)。(注9)

したがって、この改正は、登記官および検査官の適正な帳簿維持のチェックから、1)会社経営の効率化、2)課税(とくにブラック・マーケットの規制)、3)失当管理に対する迅速な処置のための恒常的監督、4)監査役の実質的監督(後述のように監査役の問題は、日本法のそれと異なったパースペクティブであるが問題とされていた)、という広範な意図を有しており、さらに付言すれば、従来の会社規制の観念を超える可能性のあることが指摘されよう。

この点につき、従来の中央政府の監督規定である第234条および第235条以下の調査(Investigation)との関係が問題となる。

第234条は、帳簿維持に関する登記官の権限に関する規定だが、これは会社が帳簿類を破壊または改変したと

考えられる場合に適用される。したがって今回の改正は、無条件にその実質審査権を認めたという点でより強化されたといえよう(注10)。

次に第235条以下には、一定の事由(一定数の社員の請求、裁判所命令または会社に詐欺、不法な行為、役員の職権濫用のある場合は中央政府の裁量)のある場合に、検査官(Inspector)が任命され、かれは会社の業務の実質検査を行なう旨定められている(この検査官の権限は改正後の209A条とほぼ同じと考えて良い)。この報告は中央政府に提出されるものとされており、これにもとづき、中央政府は責任者の訴追、解散の申立ができるとともに、第6節、職権濫用および失当管理の防止に関する規定にもとづき、裁判所への救済の請求などの他中央政府の独自の権限である取締役派遣をなすかどうか考えるであろう。

しかし今回の改正により、235条以下の調査に関する規定は、実際には社員の申立のある場合に適用され、政府の裁量による調査は、209A条により十分に担当官吏は権限を与えられていると考えられるのではなかろうか。

なお、前述した1960年の改正後、会社行政に関して、会社の不当な経営を防止する機関として、会社局内に検査部(Directorate of Inspection)がおかれ、その下にインド各地域に地域検査官(Regional Inspector)が置かれて、かれが中央の検査部の指示に従って検査業務を実施していた(注11)。おそらくこれらの検査官の検査活動の強化をこの改正は意図しているのだろうが、現実にはどの程度、恒常的な検査活動をなしているのか不明である。

いずれにしても、今回の改正がどのように有効に機能するのかは、検査官の量および質に大きく依存しており、将来の検討に待たなければならないにしても、政府が何らの具体的理由がなくとも、また事前の連絡もなくして会社の全業務について検査しようということは、会社にとっては大きな脅威であろう。この意味で、会社経営の近代(合理)化のための恒常的規制を可能ならしめるものとして、重要な改正といえよう。

## 2. 経済機構としての国家

周知のとおり、インドはいわゆる混合経済制度を採用し、国民投資における公的部門への投資比率は、5カ年計画の進行につれて高くなっている(注12)。

また会社制企業だけをとりまいても、公社、政府機関、政府会社という政府の支配下にある企業は、インド企業のうちでも重要な役割を演じている(第1表参照)。さら

第1表 インドにおける活動中の会社統計 (単位: 1,000万ルピー)

① 政 府 会 社							② 非 政 府 会 社					
公開会社 数		私 会 社 数		計			公開会社 数		私 会 社 数		計	
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
1950-51	---	---	---	36	26.3	---	---	---	---	28,496	749.1	
1951-52	---	---	---	40	46.4	---	---	---	---	29,183	809.4	
1952-53	---	---	---	45	49.8	---	---	---	---	29,267	847.8	
1953-54	---	---	---	51	52.0	---	---	---	---	29,441	889.2	
1954-55	---	---	---	54	54.7	---	---	---	---	29,571	914.9	
1955-56	---	---	---	61	66.0	---	---	---	---	29,813	958.2	
1956-57	39	18.9	35	53.7	74	72.6	8,771	695.7	20,512	309.3	29,283	1,005.0
1957-58	41	18.0	50	238.8	91	256.8	8,255	755.6	19,934	293.9	29,189	1,049.5
1958-59	38	22.8	66	406.1	104	428.9	7,608	782.2	19,691	304.5	27,299	1,086.7
1959-60	37	26.4	88	450.8	125	477.2	7,151	814.1	19,621	327.4	26,772	1,141.5
1960-61	39	33.0	103	514.0	142	547.0	6,663	915.1	19,344	356.3	26,007	1,271.5
1961-62	41	23.5	113	606.2	154	629.7	6,399	1,093.3	18,422	296.1	24,821	1,389.4
1962-63	42	27.4	118	758.8	160	786.0	5,404	1,170.6	19,058	299.7	25,462	1,470.3
1963-64	50	39.4	126	921.4	176	960.8	6,474	1,278.6	19,282	361.3	25,756	1,639.9
1964-65	54	51.5	129	1,062.8	183	1,114.3	6,450	1,353.1	19,588	374.9	26,038	1,728.0
1965-66	63	58.4	149	1,179.5	212	1,237.9	6,329	1,407.3	20,137	399.7	26,466	1,807.0
1966-67	65	77.1	167	1,314.4	232	1,391.5	6,231	1,428.5	20,452	412.0	26,683	1,840.5
1967-68	72	99.1	169	1,460.2	241	1,559.3	6,152	1,472.3	20,939	418.6	27,091	1,890.9
1968-69	81	121.9	178	1,593.0	259	1,714.9	6,109	1,500.0	21,593	421.8	27,702	1,921.8
1969-70	81	130.2	201	1,660.4	282	1,790.6	6,091	1,528.6	22,575	435.5	28,666	1,964.1
1970-71	91	133.2	223	1,931.3	314	2,064.5	6,443	1,775.1	23,655	461.8	30,098	2,236.9
1971-72	107	156.0	245	2,213.1	352	2,369.1	6,571	1,800.1	25,640	483.6	32,211	2,283.7
1972-73	126	219.0	264	2,779.4	390	2,998.4	6,715	1,840.0	27,768	506.7	34,483	2,346.7
1973-74	147	249.1	303	4,396.0	450	4,645.1	7,027	1,882.2	30,888	547.8	37,885	2,430.0
総 計												
公 開 会 社				私 会 社				計				
数		払込済資本		数		払込済資本		数		払込済資本		
14	15	16	17	18	19							
1950-51	12,568	566.5	15,954	208.9	28,532	775.4						
1951-52	12,413	606.8	16,810	249.0	29,223	855.8						
1952-53	12,055	628.8	17,257	268.8	29,312	897.6						
1953-54	10,237	625.5	19,255	315.7	29,492	941.2						
1954-55	10,056	661.3	19,569	308.3	29,625	969.6						
1955-56	9,575	690.4	20,299	333.8	29,874	1,024.2						
1956-57	8,810	714.6	20,547	363.0	29,357	1,077.6						
1957-58	8,296	773.6	19,984	532.7	28,280	1,306.3						
1958-59	7,646	805.0	19,757	710.6	27,403	1,515.6						
1959-60	7,188	840.5	19,709	778.2	26,897	1,618.7						
1960-61	6,702	948.2	19,447	870.3	26,149	1,818.5						
1961-62	6,440	1,116.8	18,535	902.3	24,975	2,019.1						
1962-63	6,446	1,198.0	19,176	1,058.3	25,622	2,256.3						
1963-64	6,524	1,318.0	19,408	1,282.7	25,932	2,600.7						
1964-65	6,504	1,404.6	19,717	1,437.7	26,221	2,842.3						
1965-66	6,392	1,465.7	20,286	1,579.2	26,678	3,044.9						
1966-67	6,296	1,505.6	20,619	1,726.4	26,915	3,232.0						
1967-68	6,224	1,571.4	21,108	1,878.8	27,332	3,450.2						
1968-69	6,190	1,621.9	21,771	2,014.8	27,961	3,636.7						
1969-70	6,172	1,658.8	22,776	2,095.9	28,948	3,754.7						
1970-71	6,534	1,908.3	23,878	2,393.1	30,412	4,301.4						
1971-72	6,678	1,956.1	25,885	2,696.7	32,563	4,652.8						
1972-73	6,841	2,059.0	28,032	3,286.1	34,873	5,345.1						
1973-74	7,174	2,131.3	31,191	4,943.8	38,365	7,075.1						

(出所) 1969-70までは, Shadi Lal, Trend in Company Formtion and their Paid up Capital, 1950-51 to 1969-70, Company News & Notes, Vol. IX, No. 9, 10 (1971), p. 13 により, それ以降は各年次報告書より集計。なおこの両者間には統計数字のうえて若干の相異があるが前者については休眠会社などについて調整を加えたものと考えられる。

第2表 1973-74年におけるアンダーライターによりアンダーライトまたは引受けられた額

(単位: 1,000万ルピー)

1	普通株式			優先株式			社債		債務証券(bonds)				計			15 / 14 (%)	16 / 14 (%)
	アンダー ライティ ング総額	引受額		アンダ ーライ ティン グ総額	引受額		アンダ ーライ ティン グ総額	引受額		アンダ ーライ ティン グ総額	引受額		アンダ ーライ ティン グ総額	引受額			
		投資家 として	アンダ ーライ ティン グ義務 として		投資家 として	アンダ ーライ ティン グ義務 として		投資家 として	アンダ ーライ ティン グ義務 として		投資家 として	アンダ ーライ ティン グ義務 として			投資家 として		
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
1. L. I. C. (生命保険公社)	89.63	14.74	..	95.00	53.30	29.87	30.00	30.00	..	..	..	..	214.63 (4.4)	98.04	29.87	45.7	13.9
2. I. F. C. (産業金融公社)	168.95	8.40	24.58	44.54	..	43.15	15.00	..	14.18	..	..	..	228.49 (4.6)	8.40	81.91	3.7	35.8
3. I. C. I. C. I. (産業信用投資公社)	229.27	32.69	21.94	63.34	2.47	60.09	60.00	31.00	23.80	30.00	0.40	..	382.61 (7.8)	66.56	105.83	17.4	27.7
4. I. D. B. I. (産業開発銀行)	564.78	47.31	257.81	13.50	..	12.79	105.00	..	99.46	..	..	..	683.28 (13.9)	47.31	370.06	6.9	54.2
5. U. T. I. (インド・ユニッ ト・トラスト)	130.27	39.01	8.03	47.50	17.50	29.85	30.00	30.00	..	15.00	3.79	..	222.77 (4.5)	90.30	37.88	40.5	17.00
6. Industrial Investment Trust (産業投資信託)	8.50	..	0.25	0.50	..	0.48	..	..	..	10.00	0.30	..	19.00 (0.3)	0.30	0.73	1.6	3.8
7. Investment Corp. of India (インド投資公社)	6.30	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	6.30 (0.1)	..	..	..	..
8. Investment & Underwriting Corp. of India (インド投資引受公社)	13.00	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	13.00 (0.3)	..	..	..	..
9. Investment Centre of India (インド投資センター)	25.62	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	..	25.62 (0.5)	..	..	..	..
10. 銀行	141.70	4.98	8.66	39.50	16.25	15.97	20.00	17.10	..	..	..	..	201.20 (4.1)	38.33	24.63	19.0	12.2
11. 一般保険会社	75.58	31.96	..	143.35	123.96	33.46	60.00	55.00	..	..	..	..	278.93 (5.7)	210.92	33.46	75.6	12.0
12. 各州金融・産業開発会社	160.20	3.70	31.51	177.05	7.50	149.69	..	..	..	..	..	..	337.25 (6.9)	11.20	181.20	3.3	53.7
13. その他(企業, ブローカー)	2,065.58	6.07	38.58	54.78	9.41	23.04	141.50	—	10.71	45.00	0.02	..	2,306.86 (46.9)*	15.50	72.33	0.7	3.1
計	3,679.38	188.86	391.36	679.06	230.39	398.39	461.50	163.10	148.15	100.00	4.51	..	4,919.94 (100.0)	586.86	937.90	11.93	19.06

(出所) Annual Statutory Report on the Working and Administration of the Companies Act for the year ended March 3/11 1974, *Company News and Notes*, Vol. XIII, No. 6, pp. 30-31.

(注) 1~12の機関は何らかの形で国家が関与しているとみられる(銀行, 一般保険については前者はその主要部分, 後者はほぼ全部が国有化されている)のでアンダーライティング(保証引受)についてみると公的金融機関が53%を占めている。\* カッコ内はパーセント。

に1970年の14大銀行の国有化、その後の損保会社の国有化により、金融部門における国家の重要性は、ますます増大しているといえよう。

とくに長期・資本金融における公的金融機関 (Public Financial Institution) の役割は、すこぶる大であり少なくともすでに1970年の段階で、インドの企業の資本調達に引受けについてみればきり支配的な役割を果たしている (第2表参照)。

しかし、このような事情にもかかわらず、「民間企業の制度的枠組み」を規定する会社法自体には、その活動に対する政府規制の強化という側面を除けば、以上のような実体と直接にはリンクしていなかった。このことは、会社法は企業の制度的枠組みを定めるものであり、個々の産業政策は、特別法およびそれにもとづく政策により達成されるべきであるという伝統的思考によるものであったといえよう<sup>(注13)</sup>。

このような伝統的な会社法の考えに対して、今回の改正は、これを超えようとする方向またはその萌芽がみられるように思われる。第1は、先の公的金融機関と産業政策の関係づけ、第2は、会社資金であると考えられる未配当金に対する考え方、第3は、政府会社の概念の拡大である。

#### (1) 公的金融機関と産業政策

改正法第3条は、会社法第4A条に新しく「公的金融機関」(Public Financial Institution)を定義し、「インド信用・投資公社 (Industrial Credit and Investment Corporation of India)」、「インド産業金融公社 (Industrial Finance Corporation of India)」、「インド生命保険公社 (Life Insurance Corporation of India)」、「インド・ユニット・トラスト (Unit Trust of India)」の5機関の他、中央政府の指定する、中央議会法により設置されたまたは中央政府がその資本の51%以上を保有する機関とされている<sup>(注14)</sup>。

これらの機関は、今回、次の2点において会社法中に制度化された。

その1は、改正法第11条による第108B条の新設である。後述のようにこの第108A～G条の新設は、テイク・オーバーの規制を目的としているといわれる。この第108B条は、「同一経営のもとにある社団法人」<sup>(注15)</sup>が、単一または共同で他の一切の引受済み普通株式の10%以上を保有している場合に、その株式の一部または全部を譲渡しようとするときは、譲渡株式、譲受人の氏名、住所その他の詳細を中央政府に告知することを要求してい

る。この場合、中央政府は、この譲渡の結果取締役会に変動が生ずるおそれがあり、かつその変動が会社または公共の利益を害すると考えるときは、その譲渡の禁止に関する措置とならんで、それが新しく設けられた第13付則に該当する事業の場合には、中央政府または中央政府の指定するその所有若しくは支配下の公社に対して、その株式を市場価格で譲渡するように命ずる権限が認められた。第1にこの第13付則中の産業のリストは、1956年「産業政策決議」にいうパブリック・セクターとされるべき部門であり、さらに1970年の産業政策において「コア・セクター」とされた部門と重なっており、いわばインド産業発展における戦略的分野であるといえよう<sup>(注16)</sup>。第2にこの規定では単に公社 (corporation) という語が使われ、公的金融機関という語はみえないが、当然これも含まれるであろう。またたとえそれが他の工業企業であるにしても、国家ないし公営企業が、その戦略産業における企業を、本来私的活動であるテイク・オーバーを機会に、強制的に買収しようとするものであり、国家の戦略産業中の地位を上昇せしめるものとして注目される<sup>(注17)</sup>。

第2点として、第11条による第94A条の改正がある。第94A条は1960年改正により設けられたもので、政府が公共の利益のために一切の会社において有する貸付または社債を株式に転換しうることを規定していた。今回の改正は、この際中央政府が会社とその基本定款の変更を命ずることができるとして、手続的問題を解決するとともに、新しく公的金融機関の保有する社債・貸付の株式転換権についても同様の手続を保証した。もっとも中央政府の権限は option の有無を問わず行使されるが、公的金融機関のそれの場合には option が留保されている場合に限られている。しかしこの点についても、1970年のライセンス政策声明は、このような option を付する方向を示唆しており<sup>(注18)</sup>、これにより国家機関による株式保有を通じての民間企業——とくに大企業——の経営に何らかの形で関与することが予想される。

さらにこれらの金融機関の関与する会社の監査役選任についての中央政府の承認権も指摘されよう。改正法第23条は、第224条を改正し、これらの金融機関によりその株式の25%以上を保有されている会社は、監査役の選任につき中央政府の承認を必要とするものとしている。

#### (2) 未払配当金の処理

改正法は、第18条により配当に関する第205条の要件

を強化し、従来は原則として純利益から前諸年度の損失を控除した額からなされるべき配当を、さらに10%をこえない法定準備金の積立後の額からなされるものとした。また前諸年度の留保利益または積立金の取り崩しによる配当については中央政府の定める規則にしたがうことを要するとしている。

より興味ある改正は、第19条による第205 A～B条の新設である。

同改正は、第1に配当の宣言後41日以内に何らかの事情（たとえば住所変更、株主の死亡）により実際に株主に配当されなかった部分を、その後7日以内に、会社が指定銀行に開設する「未払配当金口座 (Unpaid Dividends Account)」に振込むことを義務づけており、この懈怠については、12%の利息を付さなければならない。第2にこのように未払配当口座に振込まれた配当金は、3年間、その都度請求権者の請求に応じて配当金として支払われるが、この3年の経過後も残額のある場合には、この額は中央政府の一般歳入会計 (general revenue account) に移転される。もちろん請求権者は、いつでも（おそらく時効の成立まで）中央政府に対してその権利を証明し配当金をうけることができる。

政府法案の段階では、この規制はより厳しく、配当宣言の後7日以内にこの金額のすべてを指定銀行に設ける「配当金口座」に振込むことを義務づけていた。

いずれにしてもこの立法の目的は、利益が現金化していないにもかかわらず配当の宣言をなすことを防止すること（前半部分）と、経営者による株主に支払われるべき資金の濫用（すなわちブラック・マーケット化）の防止とされている。しかし会計規定の改正などにより、これらの点は改められるし、現実は大企業の場合にはこの点について自発的に合理的に処理されているという報告もある(注19)。

したがって、その詳細は規則を参照しなければならないにしても、この改正のうちにインドにおける会社制度の基本的な考え方を看取することができるように思える。すなわち配当は、それが宣言された限り、それは会社のものでなく、その社員のものである（ここまでは普通の結論である）。しかし一般には宣言後未配当金の管理者は会社であるとされる（したがって一定年限後会社の雑収入として会社収入に計上される）にもかかわらず、それは社会的な財産であり、第1次的には指定銀行（その主要部分は国有化銀行であることは十分推測される）、第2次的かつ最終的には国家であるとされるわ

けである(注20)。

どの程度このような未払金が存在するのかわかりませんが(注21)、第1次的には国有化銀行を中心とする指定銀行の資金供給量を増大せしめ、最終的には国家歳入をうけるおすこととなろう。この点についても国家の経済主体化の一端をみることができるように思われる。

(3) 政府会社 (Government Company) の範囲の拡大

インドにおけるパブリック・セクター企業は、1) 政府の省営企業 (department enterprise)、2) 特別法にもとづき設立された公社 (corporation)、3) 政府会社からなっている。これらの自主性は上に述べた順に強くなる(注22)。この政府会社に関する規定は、1952年の Babbha 委員会の報告書には出てこない。1957年3月の段階で74企業あったものが、1974年には450と飛躍的に増大している(注23)。その規模も、比較的大規模なものが多く、インド全企業中の巨大10社を独占している(注24)。

1956年会社法は、この政府会社を、その株式の51%以上が中央政府、州政府またはその両者により保有された会社と定義している (S.617条)。これらの会社は、すでに政府により支配されているので、経営権については会社法の一般的適用に際しても問題は生じないであろう。しかし監査については、不都合を防止するために、インド会計監査院長 (Comptroller and Auditor General of India) の助言にもとづき、中央政府がこれをなすものとし、この監査役は、政府の会計検査の最高責任者である会計監査院長の指示にしたがい、政府会社の監査を行ない、監査役報告書を会計監査院長に提出するものとされている。監査院長はこの監査役報告書を批評または補足することができる。さらに会社の年次報告書は、中央政府が社員であるときは議会両院、中央政府・州政府の両者が社員であるときはさらに州議会両院、また州政府のみが社員であるときは当該州議会のみ、監査役報告書、上記の批評、補足意見とともに提出されなければならない (S. 619 A) (注25)。このように会計事項についてはこれらの会社は最終的に立法府の監督に服するものとされている。

今回の改正は、厳密には政府会社の再定義とはいえないが、この他に新たに「準政府会社」というべきものを設け、監査役の選任およびその監査に対して会計監査院長の関与・監督をうける会社（したがって年次報告書の議会への提出義務はない）(注26)として、以下のような機関により共同してその株式の51%以上を保有されている会社が挙げられている (S. 35 による S. 619 B の新設)。



- (a) 中央政府および1以上の政府会社
- (b) 州政府（単複）および1以上の政府会社
- (c) 中央政府，1以上の州政府および1以上の政府会社
- (d) 中央政府および中央政府により所有または支配されている1以上の公社
- (e) 中央政府，1以上の州政府および中央政府により所有または支配されている1以上の公社
- (f) 中央政府または州政府により所有または支配されている1以上の公社
- (g) 1以上の政府会社

これにより少なくとも監査役の選任に関して中央政府が絶対的な権限を有する会社は、かなりの数に昇るものと考えられる。

### 3. 情報開示 (disclosure) の問題

先進諸国における現代会社法の課題は、一般投資家の保護であり、この問題は、一方では取締役責任の強化と少数株主の保護（訴訟法上の問題としての代表訴訟の法認等）、他方では開示原則 (disclosure) の徹底をもって解決しようという方向にある。

これに対し、先に述べたようにインド会社法の方向は、政府統制の強化（政府の企業経営に対する関与）によりこの問題の解決を意図しているようにみえる。この方向は、昨今世界各国で問題とされるにいたったテイク・オーバーの規制について顕著にみる事ができよう。これについては後述するとして、ここで開示制度一般についてごく粗く述べる。

インド会社法における開示制度に関する規定は、株式・社債の発行の際の目論見書の要件、年次報告書の記載事項については、イギリスの48年会社法とほぼ同じで、またこの段階に止まっている。イギリスの場合、1967年の改正により取締役報告書の記載事項を著しく拡大することにより会社情報の開示を要求し、その結果としての一般投資家の保護が試みられているが、インドにおいては今回の改正においてもこの点は十分に採り入れられているとはいえない<sup>(注27)</sup>。このことは一般投資家の未成熟と国家によるその代位ということによると思われる。

したがって本節のタイトルでいう「情報開示」とは、以下述べるように必ずしも、先進国のそれとは同じでなく、さらに複雑な要素が錯綜していることは銘記するべきである。

#### (1) 監査制度に関する問題

いうまでもなく、監査制度は開示原則——とくに財務

上の開示——に関するもっとも根幹的なものであり、したがって会社法は、イギリス会社制度にしたがい、監査役の受命資格を、専門家である公認会計士 (Chartered Accountant) としている。(S. 224)<sup>(注28)</sup>。

しかし、この監査制度については、少数の著名な公認会計士事務所が多く（とくに有力な大企業）の監査役を独占するという現象が生じていた。このことは、その立法趣旨も述べるように、監査役（公認会計士）と大企業グループとの間に緊密な関係が生じ、監査業務に関して悪弊が生ずる危険があった。さらにこのような監査業務の少数者による独占は、公認会計士業における富の偏在という社会問題にまで発展しつつあった<sup>(注29)</sup>。

そこで、政府案は、同一会社の監査役を3連続年就めた公認会計士の第4年目に監査役の選任については、中央政府の事前の承認を要件とする旨の規定を置いていた。この主眼は、大公認会計士（事務所）と大企業グループの癒着の規制にあったといえよう。

しかし、この方法によると多くの潜脱が生じうるとする合同委員会の判断にしたがって、改正法は、その兼任会社数の制限というかたちでの規制を行なっている。すなわち公認会計士は、同時に250万ルピー未満の払込資本の会社については20社、それ以上の資本の会社については、10社以上の監査役を兼任できない（改正法 S. 23 による、S. 224 の改正）。これは、1956年法の取締役兼任を20社と制限する第275条と同じ形式であるが、重点が監査役の企業との癒着の規制から、公認会計士の独占化（雇用機会の不均等の是正）という方向に移行したように思われる<sup>(注30)</sup>。

なお先述のように、公的金融機関等によりその25%以上の株式資本を保有されている会社の監査役選任については、中央政府の事前の承認を要するものとされる。

次に、1965年の改正により設けられた原価計算士 (cost accountants) についても改正がなされている。この原価計算については従来経営指針に対する情報として内部的に処理されてきたが、1965年の改正により、中央政府は、命令により、特定の会社の原価計算書類について外部監査となさしめることができるにいたった。同法は、この監査をなす有資格者として「原価・労務計算士法 (Cost and Works Accountants Act, 1959)」に定める原価計算士または公認会計士を挙げているが、今回の改正は、原価計算士の資格者の増加のため、従来その稀少性を補うために挙げられていた公認会計士にはその資格を認める必要はないとしてこれをはずした（もっとも中

中央政府に一定の経過措置を講ずる権限を留保せしめている(注31)。またこの種の監査役は、従来総会により選任されるものとされていたが、今回の改正は、その報告書が総会に提出されることを要しないものであるため、これを取締役会の選任事項とし、さらに中央政府の承認を要するものとした。そしてこの報告書は、それまで会社法委員会に提出されるものとされていたが、おそらく会社法委員会の準司法機関化により企業秘密に属するこれらの事項をこれに提出するのは好ましくないと考えたのだと推測されるが、これを中央政府に提出するものと改正された。

## (2) みなし公開会社 (deemed public company)

私会社 (private company) は、1908年のイギリス会社法の改正によりはじめて導入されたものである。その理由は、これらの会社は、大衆から広範囲に資本を調達する一般の公開会社とは自ずから異なり、とくに会社財務情報の開示については必要でもないし、望ましくもないということであった。しかしこの私会社組織は、性質上そうでない会社の利用するところとなり、1948年イギリス会社法は、私会社について公開会社とほぼ同様の開示義務を負わせるなどの規制の強化を試みるとともに、他方では純然たる小規模会社のために特免私会社 (exempted company) を認めるという私会社の2分化を行なった。さらに1967年の改正法は、この特免私会社の制度を廃止し、その結果、少なくとも会社法上では、この公開会社と私会社の取扱いの相異は、限られたものとなっている。いずれにせよ、イギリスにおける私会社制度の争点は、小規模会社の保護と開示原則との均衡をどうするかという点にあり、後者が最終的に優位を占めたといえよう。

これに対し、インドの会社法制度については、情報開示の強化という面以上に、とくに財閥規制との関係で会社法上の統制規定の適用のために私会社を公開会社と同一に取扱おうとしている点は注意を要する。

1956年会社法は、このような区分として、公開会社、私会社 (公開会社の従属会社たる私会社、純然たる私会社) の3種を認めているが、イギリス1948年法の特免私会社の制度をそのまま採用しなかった。多くの統制規定は公開会社とその従属会社たる私会社にのみ適用され、純然たる私会社には適用されなかった。したがって多くの大会社は実質的には公開会社であるべきであるにもかかわらず、私会社として登記され、さまざまの統制規定を免れていた。とくにインドの場合、財閥の問題に関係

し、その頂上会社 (apex company) がこの会社組織を採用していたことは、会社法上の規制の効果を著しく弱めるものであった(注32)。

そこで1957年の会社法改正委員会 (Companies Amendment Committee) の勧告にもとづき1960年会社 (改正) 法は、他の1以上の社団法人にその株式の25%以上を保有されている私会社を「みなし公開会社」として公開会社と同様の規制に服せしめるものとした(注33)。

今回の改正はさらにこれを徹底し、上記の他第1に3年間平均して1000万ルピーの売上高を有する私会社、第2に公開会社の株式の25%以上を有する私会社を「みなし公開会社」とするに至った。この結果さらに多数の会社が会社法中の政府統制に服するものとみられ、この点でも政府の民間企業に対する監督権が強化されるであろう(注34)。

## (3) 情報開示の強化

以上が、情報開示に関する制度的面での強化、拡張であるとすれば、その具体面での強化は、以下のとおりである。

第1に、取締役報告書の要件強化である。先述のようにイギリスの1967年法は、この要件を飛躍的に拡大した結果、この報告書は会社制度中の開示原則に関する最も重要な報告書となっているが、インドの会社法はこれをフォローしていなかった。今回第22条により第217条を改正し、年間3万6000ルピーの報酬をうけている使用人に関する情報を取締役報告書に記載することを要求している(注35)。

次に第15条は、第187 C条を新設して、会社の株式の名義上の保有者 (nominee holder) および実質的保有者 (beneficial holder) は、会社に対して、所定の期間内にその旨の報告義務を負い、会社はその旨社員名簿に記載し、これを登記官に申告しなければならないものとしている。さらにこれは、先述の登記官その他の官吏の検査権の強化により補強されている。

この実質的株主の開示については、財閥規制との問題と関係して、長らく議論を呼んでいたものだが、今回の改正により、完全にすべての名目上の株式保有に対して開示が要求されるに至った。なお、イギリスおよびオーストラリアにおいても、この名目上の株式保有は、問題とされ、大株主については、現在開示が要求されているが、インドのように全面的なものではない(注36)。

いずれにせよ、この規定は罰則規定を伴っており、立法趣旨にいうテイク・オーバーの規制ばかりでなく、財

関の株式保有の状態をより明白にするであろう。

次に目論見書中の株式上場約款をおいている場合、当該株式が7週間以内に証券取引所に上場されなかったときは、その目論見書による割当は無効とされる旨の規定(S.73)について、最高裁は、Union of India v. Allied International Products Ltd.の判決において、証券取引所がその上場申請について考慮する旨の通知をなしているときは、同条にいう7週間の算定には入らず、上場証券取引所がいくつか掲げられているときは、その内一つに上場許可を得た場合には、同条の規定を順守している旨を判示した。この判決に対して、大衆投資家の保護という視点から、この効力を立法的に覆した(改正法S.8による、S.73の改正)。

次にこの開示制度との関係において重要なのは、会社預金制度に関する規制である。

この会社預金制度は、イギリス法系の会社法制度に一般に利用されており、インドにおいても企業金融の手段として広く利用されているといわれる。この実態についてはさらに検討を要するが、ふつうの産業会社が、中長期の企業資金の調達のために、通常の銀行預金以上の利息を付し、返済期間その他を定めて、広く公衆から預金を募集するものである。これは実質的には社債の公募と同じ機能を果たすものであり、大衆投資家の保護という点から、イギリスでは特別法により、オーストラリア、シンガポール、マレーシアにおいては会社法中において社債の公募とほぼ同一の規制を行なっている(注37)。

インドにおいても、1964年以来、インド準備銀行(RBI)がその規制を開始し、同年5月にはRBIにこの会社預金に関する定期的な報告書の提出を義務づけ、1966年12月には、その上限を定めるなどの規制を行なっていた。

今回の改正は、中央政府にその総額、条件に関する規則制定権を認めるとともに、その公募については、目論見書とほぼ同一の広告の発行を義務づけている(改正法S.7によるS.58Bの新設)。

もっともこの改正については、目論見書と同一の広告の発行も現在なされているRBIの規制ほど、実質的に大衆投資家を保護するものとはいえず、逆にこのような方法は資金調達を高価ならしめるだけで、とくに中小企業の資金調達はこれにより困難となるという批判がなされている(注38)。

#### 4. テイク・オーバー規制

テイク・オーバーをめぐる問題は、最近では世界的に会社法の重要問題になりつつある。イギリス法系の会社制

度を採用している諸国においても、カナダをはじめ、オーストラリアその他においてこのテイク・オーバーを中心とするより強力な証券取引の規制を開始しつつある。またイギリス本国においても、従来ロンドン証券取引所の自治的規制に委ねられていたこれらの規制を何らかの公的規制に変更しようとする動きがある(注39)。しかしこれらの諸国における共通した規制の方向は、テイク・オーバーの際に生ずる主として経営者の側での権限の濫用の防止であり、したがってその規制は、テイク・オーバーの際の情報の一般投資家への開示とこれをめぐる経営者の責任の強化といういわば間接的な規制という点に集中している。

これに対して、インドの場合その方向は若干異なっているように思える。

改正法第12条は、新しく第108A～G条を設けてこの問題を規制している。

第108A条は、いかなる個人、グループ若しくはその構成員、商事組合または同一経営のもとにある法人(bodies corporate)が1または共同で、他の公開会社または公開会社の従属会社たる私会社の払込済の普通株式資本(equity share capital)の25%を取得するに至る場合(自己名義であると他人名義であると問わない)、事前に中央政府の承認を得なければならない。

これは、いわばテイク・オーバーに関する一般規定ともいべきものであり、法案趣旨は述べる。「テイク・オーバーは支配力を有しない株主、とくに公的金融機関にとっては、会社を支配している者が秘密裡に交渉を行なっていることを知らず、それに悪影響をうけがちである。これらの株主は確実に利益があるであろう交渉がなされている場合にも株式保有の機会を奪われ、また経営が知られざるまたは望まぬ者に渡りつつある間にも株式を保有しつづけなければならない……」(注40)。

しかしこの解決方法は、先進国のそれとは異なっている。先進国の規制は、先に述べたようにテイク・オーバーの情報の公開を経営者に義務づけるとともに、その過程におけるこれらの者の不当な利得の防止である。インドにおいては、中央政府の承認という政府の自由裁量に委ねられている。この行政監督に関するガイド・ラインについては不明だが、ここにも、インド会社法を流れる政府統制をみることができる。

次に第108B条は、前節に述べたように、単独でまたは共同で他の会社の引受済普通株式資本の10%以上を保有している社団法人または同一経営下の社団法人がその

株式の全部または一部を譲渡する場合には、事前に中央政府に対して、その株式数、譲渡人に関する事項などを通知しなければならない。この通知をうけとった中央政府は、その譲渡が取締役会を変動せしめる可能性があり、かつそれが会社または公共の利益を害するであろうと考えるときは、その譲渡を禁止し、またはそれに第13付則中の産業に従事している会社の場合には中央政府または公社に対する譲渡を命ずることができる。すでに譲渡されている場合には、これらの一切の議決権(名義人による場合も含む)を停止せしめることができる(S. 108 D~)。第108 A条の場合と異なり、法人所有の株式に限られている。

なおこれらと第372条における会社間投資の規制との関係が問題となる。この規定は、その起源を経営代理人の規制を初めて行なった1936年会社改正法におき、1956年法、60年法と次第にその性格を変えながら発展したものであり、独立の研究対象と考えるが、現行規定の概要を紹介すれば以下のとおりである。

会社が同一グループ内の他の会社の引受済み株式資本の20%、またはその他の会社の10%をこえて、また自己の引受済み株式資本の30%をこえて、これらの他の会社に投資する場合には、総会の決議とともに中央政府の承認を要する。

この規定の目的は、さまざまに論じられているが、不健全な会社間投資により生じうる会社の資本構造の脆弱化を防止するところがあると要約できよう(註41)。したがって、その支配株式については、単に「引受済み株式資本」の何パーセントという定義を行なっているにすぎないのである。一方今回の改正により設けられた新条は、その株式を「普通株」したがって通常の場合議決権株に限定し、さらに第108 B条では、「取締役会の構成に變動を生じる」と、あくまで会社の経営支配との関係で把握されている。この点に新条と第372条との主要な相異がみられる。また第372条は、「同一グループ」という枠の中で構成されているが、新条はこの枠をこえているという点、さらに第372条はあくまで法人間投資であり、また名義保有を含んでいないが、新条は個人投資も名義保有も含むという点も指摘されよう。

いずれにせよ、両規整は、現実にはかなり重複するものと思われ、何らかの調整が必要であろう。

第108 A~B条のテイク・オーバーに関する一般規定に続き、第108 C条は、インド人の支配する外国会社の株式取得に対する特則を設けている。すなわちインド国

内に営業場所を有する外国会社の株式資本の10%以上を保有しているインド人は、その株式をインド人に譲渡する際には、中央政府の承認を得なければならない。この立法趣旨によれば、「インド国外で法人格を付与されているけれども、実質的にはインド国内で営業を行なっている会社から手を引き、その(株式の)譲渡から得た資金を他のインド会社の支配の取得のために濫用することを防止する」こととしている(註42)。この条はインド人が、その株式を外国人に譲渡する場合には適用されないとされ、これについてかなり批判がなされたがほぼ政府案通り成立した。その他外為規制との関係もあるように思われるが子細は不明である。

これらの規制の違反については拘禁を含む刑罰が科せられる。

### 5. 会社経営の国家の後見による近代化

会社法における会社経営者の責任の強化も、世界的潮流といえよう。

これらの問題解決の方向は、一方では株主総会の監督権の強化および少数株主の利益保護のための法的措置といういわば外的規制と、会社経営に対する労働者その他の部外者の参加による経常内部の改革の二者に分けえようが、これらはいずれも会社組織内部での勢力関係(一般株主、経営陣(取締役)、部外者である労働者)を調整・均衡せしめることにより会社経営の健全化を計るものであるということが出来る。したがって会社組織の肥大化に伴い生じつつある諸権限の経営陣への集中とこれらの権限濫用の危険性をいかに規制するかにその主眼点があるといえよう。

しかしインドにおいては、このような現実的基盤の他に、それ以上に別の要素が存在するように思える。

これは、会社経営の近代化の問題である。会社の総会が十分に機能しているか、経営陣の行動基準が合理的なものである場合には、以下に述べる諸規制は、必要ではないし、また先進諸国においては現実に行なわれていない。

インド会社法において総会の権限が弱いということではない。1956年法は、先に述べたとおり独立後の民主主義謳歌の反映として「株主民主主義(shareholder's democracy)」の名のもとに総会の権限を著しく強化するとともに、その制度的基盤を整備している。たとえば多数議決権株の廃止と1株1議決権主義の徹底は、他のイギリス法系会社法にはみられないまた権限の面についても取締役、経営代理人に対する監督権の強化がなされている。

しかし、これとともに政府統制の規定をおいていることは、現実面で総会がその予定された機能を果たしえないという前提にたっているように思われる。一般に政府統制についての合理化は、「公共の利益 (public interest)」のためとされているが、この「公共の利益」の概念は、さらに検討されるべきであるにしても、「会社経営の健全な発展」ということを意味するにすぎないようにみえる。したがってこの規制の対象は、会社経営者による会社制度の悪用(資産の喰い荒し ect.)に限られており、労働者、消費者の保護という面は、スローガンとして掲げるのは別として、現実にはそれほど考慮されていないようである。先進諸国では、これらの問題は、第1次的に総会により監督されるものとされ(その前提としての情報開示の徹底)、総会が経営者により牛耳られている場合に少数株主を中心とする裁判所、政府への提訴、最終的に政府の関与という段階を経るがインドの場合、第1段階で政府の介入するという予防的色彩が濃厚である。以下これに関する改正点を概観すると以下のとおりである。

第1に法は、第17条により第204A条を新しく加え、会社が旧経営代理人 (managing agent) および秘書財務役 (secretaries and treasurers) 並びにその関係者を秘書役、コンサルタントおよび顧問 (advisor) に任命する場合には、通常は取締役会の決議で足りるところを、この法律の施行後5年間事前の総会の決議および中央政府の承認を必要とし、さらに中央政府はこの任命後も、必要とあらば会社に対してこれらの者の任命条件および期間に関する情報を請求することができるとしている。この趣旨は、1969年法により廃止された経営代理人および秘書財務役の経営制度が秘書役、コンサルタント等のかたちで再生しつつある状態を規制するものであると考えられる(註43)。

次に公開会社またはその従属会社である私会社業務執行取締役および常務取締役の選任に関する規制が強化された。1956年法は、これらの業務に直接携わる取締役の第1回目の任命についてのみ政府の事前の承認を要するものとしていたが(註44)、今回の改正により、一切の任命について必要とされ、さらに政府はその在任期間(最長5年)について短縮して承認する権限を与えられるに至っている(S.26によるS.269の改正)。これらの取締役が会社経営の中枢部にあり、権限の濫用の可能性が最も高いにもかかわらず、任命が一度なされると5年間は、たとえ不都合が生じた場合でも裁判所の判決による以外解任できないという問題を解決するのがこの立法趣旨で

あるといわれる(註45)。

第3に取締役が利害関係を有する契約に関する規制がある。第297条は、これらの契約については、取締役会の承認を要するものとしているが、今回の改正は、1000万ルピー以上の払込済資本を有する会社の場合には、これに加えて中央政府の事前の承認を要するものとしている(S.28によるS.297の改正)。これは一定以上の大会社に関して規制を強化した例であろう。

第4に取締役およびその関係者が会社の利益ある地位に就任することについて、第314条は、総会の特別決議を要件としている。改正法は、従来除外されていた「法律または技術上の顧問」を規制の対象に含ませ、さらに3000ルピーの月収を得るこれらの者の選任について総会による特別決議に加えて中央政府の承認を要求している。またこれまでこのような場合に会社は利益の返還請求権を放棄した事例がたびたびあるといわれ、これに対処するためにこれらの権利の放棄については中央政府の承認を要件とした(S.29によるS.314の改正)。

次に一手販売代理人 (sole selling agent) の選任についての規制がある。この一手販売代理人は、とくに製造会社において会社と契約し、その製品の販売を一手に引受け、これについて会社から手数料 (commission) を取得するものであり、経営代理人の重要な機能の一つであったのであり、1956年会社法は、経営代理人がこの業務について手数料を取得することを制限するとともに(S.356)、この一手販売代理人の選任についての規制を定めている(S.294~S.294A)。

今回の改正は、経営代理制度の禁止の結果この一手販売代理契約による手数料取得という方向に向うのを規制することを目的としているようである。この改正により政府は一定の産業分野においてこの選任を禁止する権限を与えられ、第2に会社の利害関係人のこの代理人への選任についての中央政府の承認を必要とし、また500万ルピー以上の払込済資本を有する会社については、一切のこの選任について総会の特別決議および中央政府の承認を必要とされるにいたった(S.27によるS.294Aの改正)。

次に第31条による第408条の改正は、今回の改正のうちでもっとも重要なものの一つである。第408条は、中央政府に、会社の100人または総議決権の10分の1以上の社員の申請または自己の裁量にもとづく調査の結果会社の経営が社員を圧迫するまたは会社若しくは公共の利益を害する様式で行なわれるのを防止するために、2人

の取締役を3年間派遣する権限を与えている。このように政府に取締役の派遣権を与えている会社法は、イギリス法系の他の諸国には存在しない。しかしこの規定も当該会社の取締役が多数である場合には、取締役会における発言力は皆無に等しくなる(注46)。そこで意図されたのが今回の改正である。改正法は、これらの取締役数を「中央政府が、書面の命令において、会社、株主または公共の利益を保護するために必要なものとして掲げる数」と無制限なものとし、中央政府のこれらの取締役に對する会社業務に関する指示権およびこれらの取締役の中央政府に対する業務に関する報告義務を明文化している。

最後に、250万ルピー以上の払込済株式資本を有する会社に対して、秘書役 (secretary) を置くことを義務づけている (S. 30 による S. 383A の新設)。この秘書役は自然人に限られ(注47)、また兼任は認められていない。秘書役は、イギリス法系の会社法にみられるものであり、原則として取締役や支配人と異なり会社を代表する権限を有していないが、近年会社経営の複雑化とともに取締役会または業務執行取締役を補佐する重要な機能を果たすにいたっているといわれる(注48)。したがって今回の改正は、一定以上の企業に対してこの設置を義務づけることにより、有能な経営管理者による会社経営の合理化を可能ならしめることをめざしているといえるが、一方これにより高等教育をうけた失業者を救済する趣旨もあるといわれる。いずれにせよ、政府取締役制度の拡充および秘書役の設置強制は、単なる外部からの政府統制の強化というより、経営内部からのインドの会社経営の近代化、プロフェッショナルリゼーションとして注目される。

(注1) P. B. Mukharji 判事の要約によると、この司法統制は、(1)会社の設立および定款に関する事項、(2)減資、(3)会社の総会の開催、(4)詐欺的取締役に対する統制、(5)会社内の経営、業務圧迫 (oppression) に関する統制、(6)会社の清算の防止、(7)会社清算業務に対する統制の7項目に分類される。“Government & Judicial Controls of Company Management in India,” The Indian Law Institute, *Proceedings of the Seminar on Current Problems of Corporate Law, Management and Practice*, 1964, p. 322.

(注2) この会社経営に対する行政監督の問題は、1956年法の制定後めまぐるしく変遷しているように見え、独立して取扱われるべき問題のように思われる。Sethna によると1967年段階で、中央政府の権限に関し

ては、132事項にのぼり、そのうち要承認事項は55事項である。これらのうち本文中にも述べるように1972年段階で30事項について会社法委員会に移譲され、14事項については地域監督官に移譲されている。なお登記官に対して提出されるべき事項は、1967年で83項目あった。Sethna, *Indian Company Law*, Vol. 2, 1967, pp. 102-118. なお地域監督官は、現在ボンベイ、カルカッタ、カンブル、マドラスにおかれている。かれは上記のような許認可権の他、登記官、公社清算人 (official liquidator) に対する行政監督権を有するものとされている。

(注3) Sethna, *ibid.*, pp. 242-243.

(注4) この会社法委員会がどのような理由をもって設けられたのかは不明である。その立法趣旨には、「会社法のよりよきかつ便宜的な管理のためには、会社法その他の法律にもとづく中央政府の権限および機能を委譲すべき委員会を設置することが望ましいと考えられる。」とし、さらに機会での趣旨説明において、そのヒントとして revenue matter に関して準司法機関的性格を有する大蔵省の boards の存在が示唆されているが、この委員会が準司法機関なのかどうかは明らかではない。なおこの委員会は証券取引所に対しても監督権を有するといわれる。Ramaiya, *Guide to the Companies Act*, 6th Ed., pp. 81-82. もっとも最近の *Company News & Notes* の Legal Section にはこの委員会の決定が掲載されているが、これは準司法機関としての性質が強いように思われる。なおこの改正直前に明らかに準司法機関である Company Tribunal が設置されているが、これは1967年に廃止されている。またこの改正により、従来かなり大きな諮問権を有していた諮問委員会の権限は大幅に縮小されている。これらの関係については将来研究される必要があろう。

(注5) Administrative Reforms Commission, *Report*, “Economic Administration,” p. 81. なおこの Commission の Working Group は、会社法問題についての裁判所の負担を軽減するために重要な商業都市に Administrative Tribunal を、デリーに Appellate Administrative Tribunal を設置すべき旨提案している。

(注6) Companyman Publications, *The Companies (Amendment) Bill, 1972*.

(注7) Administrative Reforms Commission, *op.*

*cit.*, pp. 76-77.

(注8) 1960年法の制定のために設けられた Companies Act (Amendment) Committee (通称シャストリ委員会)は、登記官にこのような権限を与える必要性を否定している。*The Report*, 1957, p. 76.

(注9) Companyman Publications, *op. cit.*

(注10) さらに付言すれば、この規定は登記官のもとに提出されることを要する文書に関して、かれは、さらに情報および説明を要求することができるが、このような文書に全く関係のない事項については何らの権限も有しない。Ramaiya, *op. cit.*, p. 404. 改正第209条は、これらの要件とは全く関係なく、無制限に会社の一切の帳簿書類を閲覧できるとともにそれに関する一切の情報を要求できるのである。

(注11) Administrative Reforms Commission, *Report*, pp. 78-79.

(注12) 各5カ年計画の公私部門に対する投資配分の推移は以下のとおりである。

(単位: 1,000万ルピー)

	公的部門投資	民間部門投資
第1次計画	1,560	1,800
第2次計画	3,731	3,100
第3次計画	7,129	4,190
第4次計画(予定)	13,655	8,980

(出所) Govt. of India, *India A Reference Annual*, 1974, p. 158. なお第4次計画分については同 p. 160より。

(注13) これは、1956年法制定の準備作業をなした Company Law Committee の中で明確に述べられている。Company Law Committee, *Report*, 1952, pp. 12-13.

(注14) この中には州政府の機関を含んでいない。

(注15) この概念は、独占法の適用とも関係し重要なものである。その定義については第370条を参照のこと。なおこの370条も今回改正がなされた。これらの問題については近く検討する予定である。

(注16) 1973年の「産業政策に関する政府決定」による。なお同決定によれば、第13付則中の第A部(1956年産業政策決議の国家に留保される部門)については、パブリック・セクターのみに留保され、第B部(同決議では国家が漸増的に確立しうる部門)について、それが小規模部門に留保されていないものである限り、財閥系および外資系が参入しうる部門である。この資料については、Govt. of India, "Guidelines for Industries 1974-75."

(注17) これは、いわゆる「ジョイント、セクター(joint sector)」構想と関係する。上記73年の決定も、これについて「…中央政府および州政府は直接にまたは公社を通して民間企業に株式参加(equity participation)をなしてきた…」と述べる。この公私合弁企業をどう捉えるかは、とくに財閥との関係でさらに検討される問題であるにせよ、現在におけるこのような流れの形式上の出発点は、1969年の、ダット委員会(Industrial Licensing Policy Inquiry Committee)の報告書であるといえよう。この基礎には、国家、公的金融機関の企業金融における役割の増加(注3参照)があり、またその結果としては、後述のこの種の会社を政府会社と同様の公的監査にせよめるということになる。

(注18) Industrial Licensing Policy Inquiry Committee, *Report*, p. 186 および1971年の産業ライセンス政策に関する政府決定。

(注19) Ginwalla, F. R., "Companies (Amendment) Bill, 1972," *Economic Times*, Nov. 1, 1972.

(注20) これ以前に銀行預金についての時効成立した預金も国庫に納入されるにいたったといわれる。いづれにしても同様の考え方によるものであるといえよう。

(注21) Usha. Dar の試算によると公開会社については8993万5481ルピー、私会社については600万2642ルピーにのぼるといわれる。このうち公開会社について総額の73.6%が1000万ルピー以上の払込済資本の会社によるものであるとされる。Dar, Usha, "Unclaimed Dividends," *Company News and Notes*, Vol. XII, No. 7, July 1974, pp. 1-3.

(注22) 省営企業の代表としては、国有鉄道、公社としては各種の公的金融機関の他、エア・インディア、インド国内航空などがある。

(注23) 第1表参照。

(注24) この政府会社については、さらに検討される余地がある。このような大企業模様の他、とくに州レベルにおいて、比較的小規模の会社が設立されている。1973~74年において64の政府会社が設立されたが授権資本(払込済資本は不明)で1億ルピーをこす会社は6社にすぎず、すべて私会社(private company)組織である。Annual Statutory Report on the Working and Administration of the Companies Act for the year ended, March 31, 1974, *Company*

*News and Notes*, Vol. III, No. 6.

(注25) 同条は、1964年改正法により挿入された。その立法趣旨は、「第639条の再規定であり、これを適当な個所に置くことと中央政府が株式を有せず、州政府のみがこれを有するような政府会社に関する報告書を中央議会に提出せしめることに関する憲法上の困難を避けることを目的とする。」と述べている。Ramaiya, *op. cit.*, p. 798. 付言すれば旧639条は、すべての政府会社に関する報告書は議会（中央）に提出されるものとされていた。

(注26) この「準政府会社」には第619 A条が適用されない結果である。政府原案もこれと同じである。この理由はおそらくこれらの会社の年次報告書類を議会に提出することは、議会議務の繁雑化を招くだけであること、従来のパブリック・セクター企業に関する報告書類で足りる（連結対照表等により）ことなどであろう。しかしこれらの会社はかなりの多数とみられ、しかも議論されているジョイント・セクターに含まれるものであるため、この政府の監査役任命権は重要なものと考えられる。なお後述の監査役の問題を参照。

(注27) もっとも法案審議中の1973年10月30日、貸借対照表に関する第6付則が改訂され、その開示要件は著しく強化されている。その内容を紹介すると、

- (1) パートナシップへの資本または前貸金、貸付のかたちでの投資の全面開示
- (2) 商品の種類別売上高（各商品の販売量を含む）
- (3) 製造会社の場合、使用原料の価格および量の品目別列挙、製造品の期始と期末における在庫、商事会社の場合種類別の購入価額および量、取引商品の期始と期末における在庫、サービス会社の場合その租収入等
- (4) 通常経費の1%または5000ルピーのいずれか高額の支出につき項目別の明細
- (5) 輸入原料、部品、スペアパーツおよび資本財の種類別価額
- (6) 外貨でのローヤリティ、ノウハウ、顧問料、利子などの支払および外国配当送金額、さらに輸出、ローヤリティ、ノウハウ、利子などの外貨獲得、Annual Statutory Report on the Working and Administrations of the Companies Act for year ended, March 31, 1974, *Company News and Notes*, *op. cit.*

さらに付言するなら、これらの開示要件は、社員、一般投資家に対するものというより、国家の課税および経済政策の基本資料という色彩が強いことが指摘されよう。イギリスにおいても類似の規定があり、同様の指摘がなされている。

(注28) 「1949年、公認会計士法 (Chartered Accountants Act) が制定されている。この法律は、この職業を規律する自治的な機関として「公認会計士協会」の設置、公認会計士の規律などについて定める。公認会計士は、この協会に登録されるものとし、その資格としては、一般に同協会のなす試験に合格し、所定の訓練を得た者とされている。なお監査役の義務責任については Kapoor, Sooraj, "Audit and Auditors under the Companies Law," *Company News & Notes*, Vol. XII, No. 7 (1974), が便利である。

(注29) このような点を強調するものとして、今回の改正に際する合同委員会の証人である Young Chartered Accountant's Forum の議長の見解がある。かれによれば、現在約6000の監査人が存在しているが、その全監査業務の80%が20%にすぎない会計事務所に独占されており、「5000~6000の公認会計士は、なすこともなくまたは本来の監査業務以外の仕事と行なっている」ということである。Joint Committee on the Companies (Amendment) Bill, 1972, *Evidence*, Vol. 1, p. 131. なお財閥グループとの癒着を打ち切るためには、この業務を国有化するしかないという意見もある。Malaviya, H. D., "Audit Business—Case for Nationalisation," *Mainstream*, Dec. 30, 72, pp. 13-14, 33-36.

(注30) Joint Committee on the Companies (Amendment) Bill, 1972, *Report*, pp. xiii-xiv. なおこの修正は先の Young Chartered Accountants Forum 議長の証言をそのままうけている。また攻撃の対象であった大公認会計士事務所である Lovelock and Lews の雇われ公認会計士が政府原案では多数の失業者が出る恐れがあり、また規模の有利性を考慮すれば結局大公認会計士事務所は国有化されるべきであると主張していることは興味深い。Joint Committee, *Evidence*, Vol. 1, pp. 64-65. もし会社監査が、その理念のごとく会社の経営陣から独立して行なわれるべきであるという立場を徹底すると、すべての監査業務を國家ないしそれに準ずる機関がなすということとなるように考えられ、Young Chartered Accountants



Forum の立場は、いかに独立性確保のための手段を講じても(いくつか提案されているが立法化されず)、結局その兼任の上限による全認会計士間のパイの分配の問題となってしまうように思われる。

(注31) ここでも公認会計士、原価・労務計算士間でのパイの分配争いが生じたようである。この論争について Ramamurthi, U. V., "Injustice to CA's," *Economic Times*, 1972, Aug. 30; Balakrishna Jain Chartered accountants not, omnipotent, *Economic Times*, Sept. 18, 1972 および *Economic Times*, Sep. 12, 1972 などを参照。

(注32) 1958年当時、250万ルピー以上の払込済株式資本を有する781社中、187社が私会社であり、1000万ルピー以上の資本を有する156社中37社が私会社であった。Nigam Roji K. & N. C. Chandhuri, *The Corporate Sector in India*, p. 18. なお、財閥グループの中核会社として機能している。たとえば Tata & Sons, Birla Brothers など。

(注33) 同委員会は以下のように述べる。「私会社の問題には常に一定の困難がある。一方ではパートナーシップに毛のはえたにすぎない、純然たる私会社があり、他方には、その金融上、産業上の機能からも多くの公開会社のそれよりもはるかに大きな私会社もあるからでもある……。私会社に与えられた免除や特権は濫用されるので廃止するようという強い訴えが出されている。しかしすべての私会社からこれらの特権をなくすことは純然たる小規模私会社を困難ならしめることとなる。同時に直接、間接にかなりの程度まで公けの資金を使用している私会社を公開会社と同様の開示その他についての制限に服せしめるべきことは何ら疑う余地がない。」The Companies Act Amendment Committee, *Report*, p. 19. ここでも私会社の外延の拡張が「直接・間接にかなりの程度まで公けの資金を使用している」ということがその正当化となっていることは興味深い。

(注34) 政府案はさらに厳しいものであった。私会社が、(1)公開会社の株式の10%以上保有しているとき、またはその株式の10%が他の法人により保有されているとき、(2)払込済資本が250万ルピー以上でかつ売上高が500万ルピーであるとき、これらの私会社は公開会社とされる。売上高規準の設定にあたって、政府案の立法趣旨は、次のように述べる、「シャストリ委員会は、さらに私会社に対する間接的な公けの資

金の使用もまた私会社を公開会社と同一の制限に服せしめる規準であると勧告している。この側面は、(現行法では)貸付資本および運営の規模が私会社を公開会社とみなす基礎としていない点で、現行の43A条には反映されていない。この脱漏を改善するために……500万ルピーの売上高を有する私会社を公開会社とみなす……。」Companyman Publications, *Ibid.*, p. 33.

また公開会社の25%を有する私会社とみなすとする新規定には、立法趣旨には、単に「公けの利益による影響をうける」ということを理由としている。しかしこれは本文中にも述べた、財閥系の頂上会社に対する規制の強化を目的としているように思われる。この株式会社制度中の大企業と中小企業をいかに総合的にコントロールするかは、わがくにでも英米でも問題となっている。イギリス法については Hadden, Tom, *Company Law and Capitalism* 参照のこと、なお政府案レベルこの最も包括的な批判については, Kothari, B. S., "Deemed public company," and Companies Bill, *Economic Times*, Sept. 20, 1972.

(注35) これについては、1973年10月30日に第6付則の改訂により損益計算書中に記載することと要求されている。なお1967年のイギリス会社(改正)法は、取締役報告書に、1万ポンドをこえる給与を得ている使用人のリストを掲げることを要求している(S.8)。

(注36) イギリス法では、1967年の改正により、取締役の他株式の10%以上を保有している大株主について開示義務が課せられている。オーストラリアにおいてもいくつかの州で同趣旨の立法がある。なおインドにおけるこの問題については、benami holding として長らく問題となっていた。たとえば R. K. Hazari, *The Structure of the Corporate Private Sector*, Govt. of India, 1963, pp. 373-376.

(注37) イギリスでは the Protection of Depositors Act, 1963, オーストラリア、マレーシアでは、会社法第37条以下。

(注38) Madan Gopal Jajoo, "Companies Legislation in India, Plea for a Rational View," *Economic & Political Weekly*, June, 9, 1973, pp. 1033-1038.

(注39) イギリスでは流産したが1973年会社法(改正)案、カナダでも最近証券取引委員会の設置がなされたといわれ、またオーストラリアでは労働党政権下において Securities Industries Bill が上程された。その他の動きとしては、オーストラリア、マレーシ

ア、シンガポールにおいて外資によるテイク・オーバーを規制する法律が70年代初頭に制定されている。

(注40) *Companyman Publications, op. cit.*, p. 34-35.

(注41) 会社法に関する各年次報告書中のこの規定の運用状況のみを限り、株価の不当な額での投機的売買など、いわゆる前近代的な行為についての規制を行なっているだけのようであり、また承認を拒否された例も少ないように思われる。

(注42) *Companyman Publications, op. cit.*, p. 35.

(注43) この経営代理制度の廃止の意義についてはさらに検討されるべきであるが、さしづめ、Sengupta, N. K., *Corporate Management in India* とくに p. 115 以下が有益である。

(注44) この規定は、1936年法第86-J条、(1)(c)と同じである。中央政府は、この申請の際にこれらの報酬その他について条件を付すとともに、一手販売代理人との兼業の制限などの行政指導を行なっているもようである、*Circulars and Clarifications on Company Law, I/214-I/216*。なおそのガイドラインについては、会社法に関する第17次、19次年次報告書に記載されている。1973-74年中には前年度のペンディング129, 申請519計648の申請中、550が処理されたとされるが、承認、拒否の比率は明らかではない。*Annual Statutory Report, 1973-74*。

(注45) 立法趣旨 *Companyman Publication, op. cit.*, pp. 38-39。なおこれらの取締役についてはその報酬その他について厳しい規制が行なわれている。

(注46) Sengupta, *op. cit.*, pp. 80-81。なおこの改正前のシステムについては、Agarwal Vinod K. & Autar K. Koal, "Role of Government Directors in Companies." V. K. Agarwal (ed.), *Some Problems of Monopoly & Company Law*, pp. 162-166。

(注47) 旧経営代理会社が、制度の廃止とともにこの制度を採用しつつあったという指摘がある。たとえば Martin Burn が Indian Iron の秘書役に5年間月額報酬1万2500ルピーで就任した例、Sengupta, *op. cit.*, p. 114。したがってこの自然人への限定はこれらの旧経営代理会社が秘書役に転化するのを防止することを目的としていると考えられる。

(注48) 会社法上は、「秘書役とは、この法律にもとづき行使されるべき義務およびその他の一切の純粋に補佐的または管理的(ministerial and administrative)

な義務を行使する」とされており(S. 245)、かならずしもこれを選任する必要はなく年間報告書に署名する義務(S. 160 (2))等わずかな規定しか存在しないが、会社経営のエキスパートたる者とされており、わが国の会社機構では総務部長にあたるとされている。このような重要な役割のため現在では半政府機関による資格試験が実施されている。なお R. Krishnan, "Managerial role of a Company Secretary," *Company News and Notes*, Vol. X, No. 182 (1972), pp. 14-17参照。

### III おわりに——若干の問題点と展望

以上、1974年会社(改正)法の主要点(注1)を、いくつかの範ちゅうに分けて検討してきた。

イギリスにおいて、近代的な会社法が成立して以来、100年あまり、会社法の性格自体は、その時代に応じて大きく変化している(注2)。とくに最近におけるヨーロッパ共同体諸国を中心とする会社法改正の動きは、従来の会社法ないし会社制度についての考え方を大きく変更させつつあるように思われる。一方では会社制度の社会における支配的な地位の反映として、従来単なる会社債権者として扱われていた消費者その他の社会各層の利益の保護の目的達成のための諸々の法的措置が設けられつつあり(注3)、他方では、会社法の主要問題としてこれまで企業組織の直接的担い手でありながら、会社債権者——経営者——株主という者の利害関係を規整することを目的とする従来の会社法からは全く排除されていた労働者の存在の会社法の枠内への組み込みである。この後者は「労働者の経営参加」というかたちで、ヨーロッパ共同体では現実化しつつある(注4)。

このような会社法改正の動きは、インド会社法にいかん反映されているのであろうか? この問題の解答を得るためには、会社法上の個々の政府規制の運用の問題をさらに詳しく検討しなければならない。というのは先進諸国において上記の観点から解決を試みられている問題(たとえば、テイク・オーバーについての規制)は、インド会社法上すべて政府の監督事項とされているからである。ただ一般的に述べるとこれらの政府統制は、先に述べたようなヨーロッパにおける巨大会社の社会的支配力に対する対抗力としての性質より、むしろ企業経営の「近代化」を目的としているように思われる。

しかし、この政府統制の強化は、種々の問題を生ずる。第1に政府の行政事務における繁雑化とそれによる政府

の承認ケースの遅滞である。このことは、常に産業界から批判されることであるが、今回の改正により、単なる承認事項の増加ばかりでなく、「みなし公開会社」の増加に伴う規制対象会社の増加により、さらに重要な問題となるように思われる。

第2にこの政府統制の問題は、さらに政治的および行政的腐敗とも関係する。企業経営における前近代性を克服するために行なわれるべき政府統制を担う官僚層が、もしそれと同一レベルにあるとすれば、この政府統制はインドの企業制度の健全な発展にとって二重に害悪を及ぼすであろう。そこでは、すでにこの前近代性を克服すべき「自由競争」の原理が機能しないからである。とはいえ、先に述べたようにインドにおいては、現在のところ株主総会の強化もこのための対抗力となりえない以上、政府統制は不可欠であろう。

この意味で、経済行政における制度の効率化とそれを支える官僚の意識の変革が必要であろう(注5)。

さらにこのような政府統制と並んで企業経営の内部からの改革の動きも指摘されよう。このことは、インド会社制度においては、企業経営の「プロフェッショナルリゼーション」として議論されており、専門的経営者層の育成と今回の改正による秘書役の強制などにみられる。これに関して、労働者の経営参加の問題については、いくつかの議論がなされているが、立法措置は今のところとられていないようである。大企業ではこの制度が採用されつつあるといわれる(注6)が、その範囲は現場労働者を含んでいないようである。なお公団、政府会社、国有化銀行などにおいて、この制度化の動きがみられるといわれる(注7)。

最後にこの政府統制の問題に関して、各種の経済統制法規(たとえば資本発行(統制)法、産業(開発・規制)法、独占および制限的取引慣行法など)との整合・調整が必要であり、これをさらに進めて、これらの諸規制をすべて包摂し、一定規模以上の大企業の組織および活動を規制する「経済組織法典」の制定についての構想もある。このことは、各種の統制法が大企業を対象としていることから、これらの企業の活動を整合的に規整する一方、このような統制には適さずまた現行の統制が重圧であるような中小企業には、現行の会社法の規整をさらに緩和し、比較的自由な活動に任せるという点で、より整備されるように思われる。

(注1) この他外国会社(支店)の帳簿の備置義務の強化などがある。

(注2) 富山康吉氏は、商法中、手形・小切手法が19世紀末から20世紀半にかけて一応の完成をみたのに対して会社法についてはますます発展しつつあると指摘されている。富山康吉「商品所有権と資本所有権」(『法律時報』第37巻 第10号 1965年)。なお、イギリス法に関してはジェンキンス報告書(*Report of the Company Law Committee*, p. 2)を参照。

(注3) これらの法的措置は会社法中に規制されるというより、むしろ特別法をもって規制されているようである。たとえば独占法、消費者保護立法などがこれである。しかし会社制度そのものにおけるこれらの採用は法律上のものではないが、アメリカ等において最近大企業で採用されているといわれる、社外取締役の制度が含まれるであろう。なおわが国における会社法のこれらの方向での改正については、昨年6月法務省は各界に対して「会社法改正に関する意見照会」を行なっている。『法律時報』第47巻11号(1975年)81—82ページ参照。

(注4) EC会社法の動きについては、ハンス・ヴェルディンガー「ヨーロッパ株式会社法案の改正について」(『国際商事法務』Vol. 3, 609—615ページ, Vol. 4, 7—13ページ)参照。なお日本におけるこの問題については「日本的経営参加の理想と現実」(『東洋経済』50—9—13)。

(注5) 「行政改革委員会(Administrative Reform Commission)」はこれらの問題について膨大な調査報告を行なっているが、それほど実施されたという話は聞かない。なおインドにおける政治的腐敗の問題については大内穂氏の研究がある。「インドにおける政治的腐敗について」(『アジア経済』第9巻第4号, 第12巻第6号, 第10号, 第13巻第1号)。

(注6) たとえば Sengupta, *op. cit.*, p. 153.

(注7) 国有化銀行については、Kulshreshtha, V. D., *Chanping Dimensions of Company Law in India*, Eastern Book Co. (Delhi) 1971, pp. 65—74.

〔付記〕 本稿は、インド海外派遣中(1972年7月～1974年6月)および休職期間中(1974年7月～1975年3月)の、研究成果の一部である。

(経済協力調査室)